

# その他

## 1.各種マーク・ヘルプカード



### 身体障害者標識（身体障害者マーク）

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示する身体障害者標識（身体障害者マーク）で、やむを得ない場合を除きマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることとなります。このマークの表示は努力義務となっています。

〈問 合 先〉 各警察署交通課（販売は交通総合センター）



### 耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーション方法等への配慮についてご協力をお願いします。

〈問 合 先〉 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会  
電話 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046



### 聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることとなります。このマークの表示は義務付けられています。

〈問 合 先〉 各警察署交通課（販売は交通総合センター）



### 障害者のための国際シンボルマーク

国際リハビリテーション協会によって障害者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採択決定されたものです。

※この表示のある駐車場については、一般の方のご利用を控えて下さい。

〈問 合 先〉 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会  
電話 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523



### オストメイト用設備・オストメイト（マーク）

オストメイト（人工肛門・人工膀胱を使用している方）を示すシンボルマークです。また、オストメイト対応トイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。

〈問 合 先〉 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団  
TEL：03-3221-6673 FAX：03-3221-6674



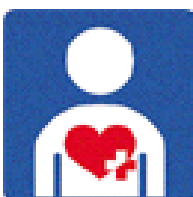
### ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。

「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れてくる方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いします。

〈問 合 先〉 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室  
TEL：03-5253-1111（代）



### ハート・プラスマーク

「身体内部に障害のある方」を表しています。

身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能、肝臓）の障害のある方は外見から分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障害について理解し、配慮する必要があります。

※このマークは、内部障害者の方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。

〈問 合 先〉 内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考える  
特定非営利活動法人ハート・プラスの会

E-mail：info@heartplus.org TEL：186-080-4824-9928



### 盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解・御協力をお願いします。

〈問 合 先〉 社会福祉法人日本盲人福祉委員会 電話 03-5291-7885



### 手話マーク・筆談マーク

全日本ろうあ連盟が策定した、誰でも一目でコミュニケーション手段のわかる「手話マーク」「筆談マーク」です。

〈問 合 先〉 一般財団法人全日本ろうあ連盟  
電話 03-3268-8847 FAX03-3267-3445



## ヘルプカード

障害のある人には、自分から「困った」となかなか伝えられない人がいます。障害のある人が持ち歩くことにより、周囲の人に助けを求めたい時などにヘルプカードを使い、手助けを求めることができます。

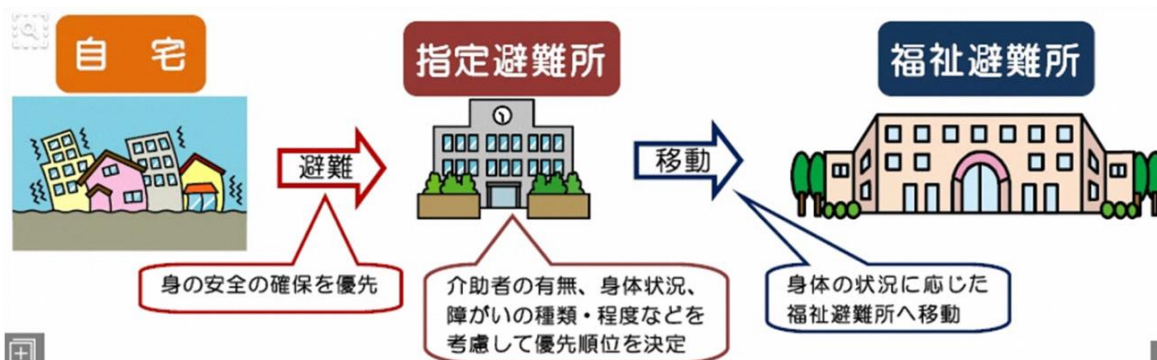
- ❖ ヘルプカードの携帯方法
  - 市販のカードホルダーに入れて、他の人から見えるように、カバンや首にさげる
  - カバンの内側や財布、定期入れに入れておき、困ったときに取り出す
- ❖ ヘルプカードの配布対象者  
義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方
- ❖ ヘルプカードの配布場所  
西尾市役所福祉課、各支所
- ❖ ヘルプカードについてのお問い合わせ先  
西尾市役所福祉課 障害者福祉担当  
TEL 0563-65-2113 FAX0563-56-0112

## 2.福祉避難所について(障害者受入施設)

### 1. 福祉避難所とは

福祉避難所とは、一般の指定避難所で生活することが困難で、特別な配慮が必要なかたが安心して避難生活を送れるよう、一般の指定避難所とは別に開設される二次的な避難所のことをいいます。まずは一般の指定避難所まで避難していただいたのちに、必要がある要配慮者が介護者とともに福祉避難所に避難していただくことになります。

### 2. 福祉避難所へ行くまでの流れ (まずはお近くの指定避難所へ避難してください。)



### 3. 福祉避難所の場所



施設名	掲載ページ	施設名	掲載ページ
①友国作業所	→ P.9	⑤ながなわ	→ P.9
②Link	→ P.8	⑥いっしき	→ P.11
③ののみや	→ P.11	⑦にしお	→ P.11
④里山の家	→ P.10	⑧ピカリコ	→ P.10

※福祉避難所の開設、受入の障害の種類、人数については、災害状況により変わってきます。